



金 沢 市 公 報

第 2 8 1 9 号 の 2

平成27年(2015年)1月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○字の区域の廃止について (市民協働推進課)	1
○介護保険法の規定による事業者の指定について (2件) (介護保険課)	1
○介護保険法の規定による事業の廃止について (2件) (")	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	3
○土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定について (環境指導課)	3
○都市計画の変更について (都市計画課)	3
○建築基準法第52条第8項第1号に規定する区域の指定について (建築指導課)	4
○市道の路線の認定について (道路管理課)	4
○市道の路線の変更について (")	5
○市道の区域の決定について (")	5
○道路の供用の開始について (")	6
○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	7

● 公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	7
○予防接種を行う医師について (健康総務課)	8
○土地区画整理事業の換地処分について (市街地再生課)	8
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	8
● 監 査 公 表	
○監査公表 (第1号) (監査事務局)	9
● 公 営 企 業 告 示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	10
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	11
● 公 営 企 業 公 告	
○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	13
○下水道排水設備工事事業者の指定について (")	13

告 示

●金沢市告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示し、平成27年1月14日から効力を有するものとします。

平成27年1月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

字の区域を廃止する区域

町	字	地 番
河原市町	イ	141、145、147の1、147の2、148、150の1、150の2、151、152、153の1、153の2、154の1、154の2、155、156、157の1、157の2、158～163、167、168、173、175、179の2、181の2

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

●金沢市告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成27年1月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191070	訪問看護ステーション ポム ながさか	金沢市長坂町チ 15番地	医療法人積仁会	平成26年11月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
1770105359	デイサービス きたえるーむ金 沢大徳	金沢市寺中町イ 93番地3	黒崎産業株式会 社	平成26年11月4日	通所介護 介護予防通所介護
1770105367	東山フィジオセ ンター	金沢市東山3丁 目31番19号	株式会社ピース タイルケア	平成26年11月4日	通所介護 介護予防通所介護
1770105375	想愛畝田デイサ ービス	金沢市畝田東3 丁目545番地	株式会社想愛	平成26年11月1日	通所介護 介護予防通所介護
	想愛畝田ショ ートステイ				短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

●金沢市告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100240	グループホーム ゆうけあ相河	金沢市西泉6丁 目134番地	社会福祉法人中 央会	平成26年11月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護

●金沢市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103941	訪問介護センタ ーかめはうす	金沢市泉本町2 丁目40番地3	株式会社NS	平成26年11月10日	訪問介護 介護予防訪問介護

●金沢市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103941	居宅介護支援センターかめはうす	金沢市泉本町2丁目40番地3	株式会社NS	平成26年11月10日	居宅介護支援

●金沢市告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710104314	ホームヘルパーふくすけ	金沢市増泉2丁目6番1号	株式会社福介屋	金沢市増泉2丁目6番1号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	平成27年1月1日

●金沢市告示第8号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 要措置区域

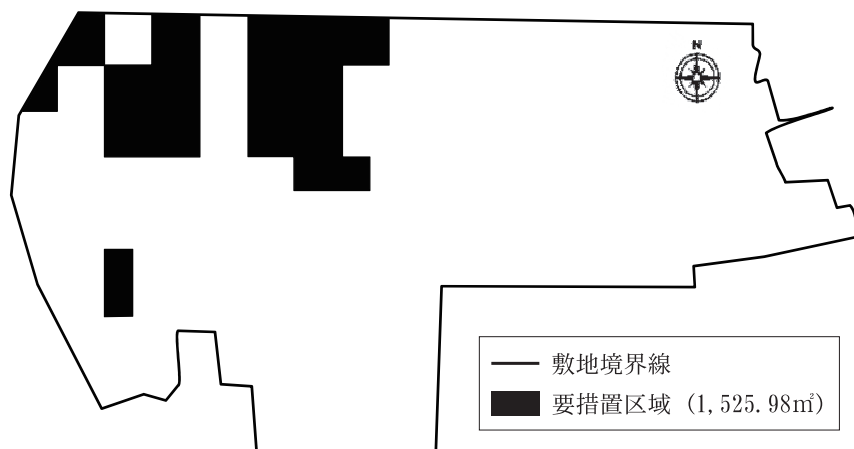
金沢市長町1丁目312番、315番1、316番1、317番、318番、319番、320番、321番、322番及び323番の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



●金沢市告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条

第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市直江町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	副都心北部直江 地区
金沢都市計画 地区計画	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目及び直江北1丁目の各一部		副都心北部直江 地区地区計画
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客施 設制限地区)	金沢市直江町の一部		副都心北部直江 地区

●金沢市告示第10号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号に規定する区域を指定したので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

指定した土地の区域
金沢市直江町の一部

●金沢市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年1月13日から同月27日まで一般の縦覧に供しません。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1507	笠舞本町2丁目線 22号	笠舞本町2丁目 492番 3先から 笠舞本町2丁目 492番 15先まで	
3512	弓 取 12号 割 出 町 線 44号	割 出 町 62番 5先から 割 出 町 62番 1先まで	
3512	弓 取 12号 割 出 町 線 45号	割 出 町 425番 3先から 割 出 町 425番 6先まで	
3516	弓 取 16号 諸江町下丁線 50号	諸江町下丁 134番 1先から 諸江町下丁 134番 3先まで	
3724	鞍 月 24号 直江町北線 25号	直江土地区画整理事業地内 16A街区 7番 先から 直江土地区画整理事業地内 16A街区 1番 先まで	
3724	鞍 月 24号 直江町北線 26号	直江土地区画整理事業地内 23街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 43街区 1番 先まで	
3724	鞍 月 24号 直江町北線 27号	直江土地区画整理事業地内 23街区 19-2番 先から 直江土地区画整理事業地内 23街区 11-2番 先まで	
3724	鞍 月 24号 直江町北線 28号	直江土地区画整理事業地内 19街区 7番 先から 直江土地区画整理事業地内 19街区 4番 先まで	

3724	鞍 月 24号	直江土地区画整理事業地内	18街区	8番	先から
	直江町北線 29号	直江土地区画整理事業地内	23街区	9番	先まで
3724	鞍 月 24号	直江土地区画整理事業地内	21街区	13-2番	先から
	直江町北線 30号	直江土地区画整理事業地内	21街区	8番	先まで
3724	鞍 月 24号	直江土地区画整理事業地内	22街区	2番	先から
	直江町北線 31号	直江土地区画整理事業地内	22街区	9番	先まで
3724	鞍 月 24号	直江土地区画整理事業地内	22街区	1-1番	先から
	直江町北線 32号	直江土地区画整理事業地内	20街区	8番	先まで
3724	鞍 月 24号	直江土地区画整理事業地内	42街区	12-1番	先から
	直江町北線 33号	直江土地区画整理事業地内	42街区	6番	先まで
3825	押 野 25号	西 金 沢 新 町		31番	先から
	西金沢新町線 18号	西 金 沢 新 町		21番	1先まで
3825	押 野 25号	西 金 沢 新 町		25番	先から
	西金沢新町線 19号	西 金 沢 新 町		9番	先まで
3832	押 野 32号	保 古 2 丁 目		3番	先から
	西金沢駅通り線 1号	西 金 沢 1 丁 目		191番	1先まで
3832	押 野 32号	米 泉 町 10 丁 目		1番	5先から
	西金沢駅通り線 2号	西 金 沢 1 丁 目		191番	20先まで
3832	押 野 32号	西 金 沢 1 丁 目		191番	7先から
	西金沢駅通り線 3号	米 泉 町 7 丁 目		23番	1先まで
4010	三 馬 10号	米 泉 町 10 丁 目		51番	1先から
	米泉町10丁目線 2号	米 泉 町 10 丁 目		1番	1先まで
4123	米 丸 23号	保 古 1 丁 目		18番	先から
	保古1丁目線 16号	保 古 1 丁 目		16番	1先まで
4123	米 丸 23号	保 古 1 丁 目		5番	1先から
	保古1丁目線 17号	保 古 1 丁 目		9番	先まで

●金沢市告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年1月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
4123	旧	米 丸 23号	保 古 1 丁 目	24番 先から
			保 古 1 丁 目	11番 先まで
	新	保古1丁目線 15号	保 古 1 丁 目	20番 1先から
			保 古 1 丁 目	15番 先まで

●金沢市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年1月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	笠舞本町2丁目線22号	6.0	72
一般市道	弓取12号割出町線44号	6.0	35
一般市道	弓取12号割出町線45号	6.0	35
一般市道	弓取16号諸江町下丁線50号	6.0	33
一般市道	鞍月24号直江町北線25号	6.0	57
一般市道	鞍月24号直江町北線26号	6.0 ~ 9.0	451
一般市道	鞍月24号直江町北線27号	6.0	122
一般市道	鞍月24号直江町北線28号	6.0	66
一般市道	鞍月24号直江町北線29号	6.0	151
一般市道	鞍月24号直江町北線30号	6.0	83
一般市道	鞍月24号直江町北線31号	6.0	88
一般市道	鞍月24号直江町北線32号	5.8 ~ 6.0	248
一般市道	鞍月24号直江町北線33号	6.0	126
一般市道	押野25号西金沢新町線18号	4.6 ~ 6.0	157
一般市道	押野25号西金沢新町線19号	4.6	61
一般市道	押野32号西金沢駅通り線1号	16.0 ~ 95.7	298
一般市道	押野32号西金沢駅通り線2号	3.4 ~ 10.4	47
一般市道	押野32号西金沢駅通り線3号	7.3 ~ 38.3	39
一般市道	三馬10号米泉町10丁目線2号	8.5 ~ 17.0	706
一般市道	米丸23号保古1丁目線15号	4.6 ~ 7.1	128
一般市道	米丸23号保古1丁目線16号	4.6	32
一般市道	米丸23号保古1丁目線17号	4.5	38

●金沢市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年1月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
笠舞本町2丁目線 22号	笠舞本町2丁目 492番3先から 笠舞本町2丁目 492番15先まで	平成27年1月13日
弓取12号割出町線 44号	割出町 62番5先から 割出町 62番1先まで	平成27年1月13日
弓取12号割出町線 45号	割出町 425番3先から 割出町 425番6先まで	平成27年1月13日
弓取16号諸江町下丁線 50号	諸江町下丁 134番1先から 諸江町下丁 134番3先まで	平成27年1月13日
鞍月24号直江町北線 25号	直江土地区画整理事業地内 16A街区 7番先から 直江土地区画整理事業地内 16A街区 1番先まで	平成27年1月13日
鞍月24号直江町北線 26号	直江土地区画整理事業地内 23街区 1番先から 直江土地区画整理事業地内 43街区 1番先まで	平成27年1月13日
鞍月24号直江町北線 27号	直江土地区画整理事業地内 23街区 19-2番先から 直江土地区画整理事業地内 23街区 11-2番先まで	平成27年1月13日

鞍 直江町北線	月 24号 28号	直江土地区画整理事業地内	19街区	7番	先から	平成27年1月13日
		直江土地区画整理事業地内	19街区	4番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 29号	直江土地区画整理事業地内	18街区	8番	先から	平成27年1月13日
		直江土地区画整理事業地内	23街区	9番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 30号	直江土地区画整理事業地内	21街区	13-2番	先から	平成27年1月13日
		直江土地区画整理事業地内	21街区	8番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 31号	直江土地区画整理事業地内	22街区	2番	先から	平成27年1月13日
		直江土地区画整理事業地内	22街区	9番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 32号	直江土地区画整理事業地内	22街区	1-1番	先から	平成27年1月13日
		直江土地区画整理事業地内	20街区	8番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 33号	直江土地区画整理事業地内	42街区	12-1番	先から	平成27年1月13日
		直江土地区画整理事業地内	42街区	6番	先まで	
米 保古1丁目線	丸 23号 15号	保古	1丁目	20番	1先から	平成27年1月13日
		保古	1丁目	15番	先まで	

●金沢市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名
押野32号西金沢駅通り線2号
- 2 指定する期日
平成27年1月13日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間
平成27年1月13日から同年2月12日まで
 - (2) 場所
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課
- 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間
 - (1) 申出先
金沢市農林局農業振興課
 - (2) 申出方法
書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成27年2月13日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成27年1月13日から同年2月12日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
倉西 久雄	池田病院	野々市市新庄2丁目10番地
村田 健	村田医院	河北郡内灘町鶴ヶ丘2丁目8番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 土地区画整理事業の名称

金沢市河原市地区流通工業団地土地区画整理事業（第2工区）

2 施行者の名称

金沢市

3 換地処分の年月日

平成26年12月19日

4 換地処分の内容

平成26年12月17日付け金沢市指令収市再第321号をもって認可した換地計画のとおり

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成27年1月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市弥勒町ヨ40番1	金沢市駅西本町1丁目7番9-3号 三崎 北斗	
金沢市近岡町480番2から480番6まで	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 西村 慎一	道路 金沢市近岡町480番6

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成27年1月13日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	横	越		徹
金沢市監査委員	新	村	誠	一

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
経 済 局	商業振興課、ものづくり産業支援課、労働政策課 営業戦略部 金沢営業戦略室、クラフト政策推進課、企業立地課、観光交流課、プロモーション推進課	平成26年6月9日 ） 平成26年12月25日
農 林 局	農業振興課、農業基盤整備課、森林再生課 卸売市場 中央卸売市場事務局、公設花き地方卸売市場事務局	
市 民 局	市民協働推進課、人権女性政策推進課、市民課、市民スポーツ課、金沢マラソン推進課	
農 業 委 員 会	事務局	

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、横越 徹、新村誠一、福田太郎

なお、福田太郎は平成26年8月29日に退任し、代わって同年10月28日に横越 徹が就任した。

3 監査の範囲

平成25年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成26年度及び平成24年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき指摘事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 支出に関する事務

- (1) 歳出返納事務

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

補助事業等における返納金について、財務規則に規定する日を超えて納期限を設定しているものが見受けられるので、適切な納期限を設定する必要がある。

【商業振興課】

(2) 労働相談事務

[改善意見 (改善が望まれる事項)]

社会保険労務士による労働相談については、利用件数が他の市民相談と比べて少ないので、より一層活用が図られるよう周知方法を工夫することが望まれる。

【労働政策課】

(3) 委託事務

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

協働のまちづくりチャレンジ事業については、まず事業採択時に内容を十分精査するとともに、完了精算時まで適正な予算執行及び会計処理に注意されたい。

【市民協働推進課】

2 財産管理に関する事務

(1) 貸付事務

[改善意見 (改善が望まれる事項)]

I Tビジネスプラザ武蔵等については、I Tを活用した新産業育成、創業支援、人材育成のため、市中心部において事業スペースを事業者提供しているが、利用件数が低迷しており、施設のあり方について検討することが望まれる。

【ものづくり産業支援課】

(2) 固定資産台帳

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

中央卸売市場事業の固定資産台帳について、内容に一部不明確なものが見受けられるので、適切に管理する必要がある。

【中央卸売市場事務局】

(3) 市場拡張用代替地

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

市場拡張用代替地について、長年にわたり公営企業の用に供されないままとなっているので、売却等も視野に処分方法を早急に検討する必要がある。

【中央卸売市場事務局】

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第1号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年1月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成26年9月1日から同年11月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 89,330円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 86,340円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 89,670円

2 原料価格変動額 25,900円

算式 89,670円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 25,900円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額+25,900円(原料価格変動額)÷100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に21.23円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- 4 平成27年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	248円40銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	246円40銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	233円90銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	232円7銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	227円7銭

●金沢市公営企業告示第2号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年1月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成26年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 86,340円
- (2) 原料価格変動額 1,600円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 86,340円(1トン当たり平均原料価格) = 1,600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 1,600円(原料価格変動額) ÷ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成27年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	419円9銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	409円99銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成26年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 86,340円
- (2) 原料価格変動額 1,600円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 86,340円(1トン当たり平均原料価格) = 1,600円(100円未満切捨て)

円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-1,600円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成27年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	419円17銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	410円7銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成26年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格

1トン当たり 86,340円

- (2) 原料価格変動額 1,600円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格)-86,340円(1トン当たり平均原料価格)=1,600円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-1,600円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成27年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	397円94銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	388円84銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成26年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格

1トン当たり 86,340円

- (2) 原料価格変動額 1,600円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格)-86,340円(1トン当たり平均原料価格)=1,600円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-1,600円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成27年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	441円55銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	432円45銭

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成27年1月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	指定年月日
30	川畑工業所	金沢市横川3丁目276番地	平成26年12月25日
530	橋水管工業株式会社	金沢市諸江町上丁628番地	平成27年1月5日

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成27年1月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	指定年月日
43	川畑工業所	金沢市横川3丁目276番地	平成26年12月25日
556	橋水管工業株式会社	金沢市諸江町上丁628番地	平成27年1月5日

平成27年(2015年)1月13日 印刷
平成27年(2015年)1月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄